

万博に向けた産業観光推進事業 業務委託仕様書

1. 事業名

万博に向けた産業観光推進事業（以下「本業務」という。）

2. 事業目的と概要

奈良県では、2025大阪・関西万博の開催を機に、県内におけるものづくりの技術やストーリーなど、自然や歴史・文化遺産だけに留まらない産業観光としての奈良の魅力発信や、地域産業の魅力を知り、体験してもらうコンテンツとして、産業集積が見られる地域を中心に地域を一体的に見せていく「地域一体型オープンファクトリー（※）」の取組を推進する。

その一環として、本事業では、県内事業者に向けたオープンファクトリーの取組状況等についてアンケート調査を実施し、観光資源としてのポテンシャルをもつ地域・事業者の掘り起こしを行う。また、アンケート調査結果から、対象事業者を地域別・業種別等に分類しリストアップ・マッピングすること等により県内外へ発信することで、県内産業の魅力発信を推進する。

本事業の実施により、県内企業による自社の企業価値向上等も見据えたオープンファクトリーの取組の実施状況等を把握するとともに、当該情報の関係各所への発信等をおして、万博開催を契機とした県内への観光客等の誘客につなげることを目的とする。

※ 地域一体型オープンファクトリーとは

ものづくりに関わる中小企業や工芸品産地など、一定の産業集積がみられる地域を中心に、企業単独ではなく、地域内の企業等が面として集まり、生産現場を外部に公開したり、来場者にもものづくりを体験してもらう取組

（出典：近畿経済産業局 HP）

3. 委託上限金額

4,174,509 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4. 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

5. 業務内容

(1) 県内事業者へのアンケート調査

- アンケート実施にあたっては、下記（ア）～（エ）のとおり調査対象の選定、調査項目の決定、配布・回収、集計・分析、報告書作成の業務を担う。
- 本アンケート調査の結果、現在オープンファクトリーに取り組んでいる（今後取り組む意向を示した）事業者のうち、より詳細を確認する必要がある事業者については、県が訪問しヒアリングを行う。

(ア) 調査対象の選定について

事業者選定の方法について、下記に示す事項やその他必要事項について具体的に提案すること。

- 調査対象は、県の歴史・文化を活かした伝統工芸に係る事業活動を行う事業者など本事業の目的に沿った事業者が含まれるよう考慮するほか、幅広い観光ニーズに対応できる属性から選定すること。
- 団体や個人など多様な規模の旅行客等の受入が出来るよう、調査対象企業の規模のバリエーションを広く設定すること。
- 上記条件を踏まえ、1,200社以上選定すること。
- 調査対象企業については、アンケート実施前に県と協議の上決定すること。

(イ) アンケート調査項目の設定について

- （ア）で選定した事業者を対象としたアンケート調査項目について、以下の事項を考慮して10項目以上（企業の属性情報を除く）設定すること。
 - アンケート結果を踏まえて別途県がヒアリングを行うにあたり参考となる、オープンファクトリーの開催時期・受入規模等の基礎情報
 - アンケート等で把握した情報を5（2）のとおりマッピングする際、PRすることが効果的な情報

【調査項目の例】

- ◆ 製造現場を見る・製造過程を体験する・製品を買う等の観光客への対応状況 等
- 取組を行っていない企業については、取組実施に向けた検討に資する情報

【調査項目の例】

- ◆ 今後のオープンファクトリーへの取組意向 等
- 調査項目の内容については、アンケート実施前に県と協議の上決定すること。

(ウ)調査期間

令和6年9月～10月（予定）

(エ)調査方法

- 調査票の配布：郵送
- 調査票の回収：郵送またはインターネット回答
（受託者は一定の回収率（30%以上）を確保するための方策をとること）
- 調査票を回収し集計が完了した時点で、11月中旬までに集計データを県へ提出すること。
- 発送及び返送に係る郵送料については発注者の負担とする。

(2) アンケート調査情報の整理（マッピング）

- 5（1）のアンケート及び県が必要に応じ行うヒアリング調査から、観光客が閲覧することを考慮し、受け入れ可能施設を分類ごとにわかりやすくマッピングする。
- 分類区分は、地域別・業種別・商品別・できる体験別等とし、観光ニーズを念頭に設定すること。
- 一定地域での周遊可能性やツアーのストーリー性をもたせるため、以下の事項等を考慮し整理すること。
 - 地域における産業集積状況
 - 事業内容や地域の歴史的・文化的な背景 等
- 上記情報についてまとめたマップを県HPに掲載する等して、より広く発信するための取り組みを県として実施する。

6. 成果物の提出

受託者は、業務実施に係る実績報告書を以下の事項を含んで作成し、令和7年1月末日までに提出すること。

(1) 委託業務の実施内容

(2) 委託業務の実施により得られた成果物

- アンケート調査の集計データ（調査票回収後）
- 5（2）の業務により得られたマップデータ
- その他、本調査により得られた分析結果

(3) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

※報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

7. 業務処理の注意事項

- 本事業の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- 県から業務に改善を求めた場合、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。

8. 再委託に関する事項

- (1) 受託事業者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託事業者は、本事業の一部を再委託することができるが、その場合は、事前に再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する業務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。
 - (ア) 県から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
 - (イ) 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、県に報告すること。
 - (ウ) 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、県から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
 - (エ) 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。
 - (オ) 上記ア～エについて再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。
- (5) 本業務を複数業者が連携（再委託を含む）して実施する場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

9. その他留意事項

(1) 個人情報の取り扱い

受託事業者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 仕様変更について

県は、本業務実施過程で本業務仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、

受託事業者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は委託費の範囲内において本業務仕様書の変更に応じること。

(3) 著作権の取り扱い

本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものをのぞき、全て受託事業者の責任において処理すること。

(5) 公契約条例に関する遵守事項

別記の「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

(6) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、県と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

以 上

<別記>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本事業を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。